

⑦ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯は 申請により国民健康保険税の減免を受けられます

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入・給与収入などの収入が前年より一定程度減少した世帯に対して国民健康保険税(国保税)の減免を実施します。

※現時点の国の基準に基づいた内容となっていますが、今後の国からの通知等を受けて要件等が変更になる場合があります。

対象世帯および減免額

【全額免除】

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

【所得に応じて減免】

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入または給与収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、次の要件に全て該当する世帯

要件

- ・世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金・損害賠償等による補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
- ・世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ・減少が見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※新型コロナウイルス感染症の影響ではないことが明らかな場合(例：懲戒解雇や昨年中の離転職が主な原因となって収入減少したことが明らかな場合等)や現在非自発的失業者(倒産・解雇等の理由で離職され雇用保険を受給された者)の国保税軽減制度の対象になっている方については、今回の措置による減免の対象にはなりません。

減免の対象となる国保税

- ・令和元年度国民健康保険税のうち令和2年2月1日以降に納期限が設定されているもの
- ・令和2年度国民健康保険税(7月中旬に納税通知書を発送予定)

申請に必要な書類

国民健康保険税減免申請書(様式第1号)、事業収入等申告書(様式第2号)または給与証明書(様式第3号)、現年・前年の収入を証する書類、診断書(主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯のみ)、その他事実を確認できる書類、国民健康保険の資格確認ができるもの(保険証)、申請者の本人確認ができるもの(運転免許証・マイナンバーカード等)

※必要書類は窓口で配布または市のホームページよりダウンロードできます。手続きについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送での申請をお勧めします。

受付開始 6月15日(月)

申 8月31日(月)までは友部公民館1階創作室 平日午前9時から午後5時まで

問 保険年金課(内線139)

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

厚生労働省 Tel 0120-565653 9時～21時(土日・祝日も実施)

茨城県庁内 Tel 029-301-3200 24時間(土日・祝日も実施)

中央(旧水戸)保健所 Tel 029-241-0100 9時～17時(平日のみ)